

古い消火器は危険です！

古くなり腐食が進んだ消火器を操作したことにより、消火器が破裂し、けがをする事故が発生しています。変形や損傷、サビがあるような老朽化した消火器にはむやみに触らず、消火器メーカー又は消火器販売店の専門業者にご相談ください。

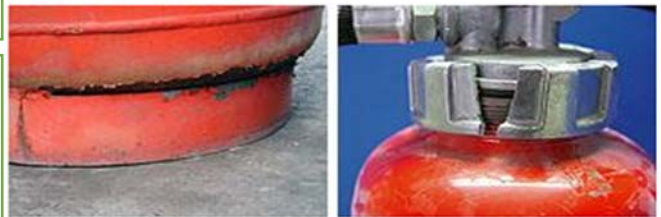
事故事例

令和3年 兵庫県姫路市事業所内のブレーカーから出火したことから従業員が消火器（製造から32年経過）を用いて消火を試みたところ、消火器が破裂し、容器が胸部に当たり負傷したものの。

令和2年 愛知県名古屋市飲食店厨房内にて油かすから出火し、消火器（製造から20年経過）を用いて消火しようとしたところ消火器が破裂し、容器が顔面にあたり負傷したものの。



黒く変色している消火器



底の塗装がはがれた消火器

ふたが破損している消火器

点検事項

- 容器にサビや腐食、変形はないですか。
- 部品の脱落、破損、キャップにゆるみはないですか。
- 風雨にさらされていたり、湿潤な場所に設置していませんか。
- 消火器の使用期限は過ぎていませんか。（業務用：概ね10年、住宅用：概ね5年）
- 古い消火器を押入れ等にしまいこんだり、放置していませんか

事故原因・共通点

事故が起きた消火器は、粉末加圧式消火器です。この消火器は、加圧式ガスボンベを内蔵しており、レバーを握るとボンベの封板を破り、消火器内部の圧力を高めて消火剤を噴出する構造になっています。この内部圧力に老朽化した容器が耐えられなくなり破裂した事故です。適切に保守管理や廃棄処理等が行われていれば、危害を防止することができると考えられます。

事業所様

消防法令に基づいて設置されている**旧規格消火器**は**2021年12月31日までに交換が必要です。**

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。なお、製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

適応火災マークを確認してください！



文字表示の消火器は、交換が必要です。

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。



適応火災のマーク



普通火災用

油火災用

電気火災用